

船舶事故調査報告書

平成24年10月4日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵男（部会長）
 委員 庄司 邦昭
 委員 根本 美奈

事故種類	作業員死亡
発生日時	平成24年4月28日 05時36分ごろ
発生場所	神奈川県三浦市松輪埼北東方沖 三浦市所在の劔埼灯台から真方位020° 1.6海里付近 （概位 北緯35° 10.0′ 東経139° 41.3′）
事故調査の経過	平成24年5月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第八唐池丸 ^{からいけ} 、6.6トン KN2-1491（漁船登録番号）、個人所有 14.96m (Lr) × 3.28m × 0.96m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数90、平成4年7月14日
乗組員等に関する情報	船長 男性 61歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和61年2月3日 免許証交付日 平成23年1月6日 （平成28年2月2日まで有効） 作業員 男性 62歳
死傷者等	死亡 1人（作業員）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長ほか甲板員1人が乗り組み、作業員1人を乗せ、僚船3隻と共に三浦市金田漁港を出港して松輪埼北東方に設置された定置網で操業を開始した。 本船は、定置網の魚捕部に船尾を着け、いけすを作製するため、船長及び甲板員がいけすの枠を組む木を本船の左舷側から船尾側に運んでいたところ、平成24年4月28日05時36分ごろ船長が左舷船首寄りのキャプスタン（以下「本件キャプスタン」という。）に巻き込まれている作業員を発見した。 船長は、直ちに本件キャプスタンに巻かれたロープを切って作業員を救出するとともに、僚船乗組員が船舶所有者に事故の発生を連絡し、船舶所有者によって救急車が手配された。 本船は、金田漁港に帰港したのち、作業員が救急車で三浦市所在の

	<p>病院に搬送されたが、死亡が確認された。作業員の死因は、胸部圧迫、多発肋骨骨折による外傷性窒息と検案された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 北北東、風力 3、視界 良好 海象：海上 白波があった。</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、左舷船首寄り及び右舷船尾寄りにキャプスタンが、右舷船首寄り、右舷中央及び右舷船尾寄りに網の巻揚げ機がそれぞれ設置されており、それらは油圧により駆動するようになっていた。</p> <p>本船は、本事故当時、船首側から直径約1cmのナイロン製ロープが本件キャプスタンに巻き付けられていた。</p> <p>本件キャプスタンは、本件キャプスタンの左舷側の上甲板に取り付けられた操作レバーを前後方向に倒すことにより、正転、反転及び停止操作ができるようになっており、その操作レバーには、誤操作防止用の「コ」の字型のストッパーが取り付けられていたが、本事故当時、ストッパーが錆びており、操作レバーに掛けられていなかった。</p> <p>本船は、本事故当時、操業中であったため、油圧ポンプが運転されていた。</p> <p>作業員は、魚の買い付けのために本船に乗船していた。</p> <p>作業員は、本事故発生の2～3分ほど前、船長によって船首右舷側にいるのが目撃されたが、それ以降、本事故発生までの間は目撃されていない。</p> <p>作業員は、右腕を本件キャプスタンの船尾方にし、頭を船首方にして本件キャプスタンを抱きかかえるような状態で船長に発見されたが、船長は、発見時の本件キャプスタンの操作レバーの状態については記憶がなかった。</p> <p>作業員が本件キャプスタンに巻き込まれる瞬間を目撃した乗組員はいなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>なし</p> <p>あり</p> <p>あり</p> <p>作業員の死因は、胸部圧迫、多発肋骨骨折による外傷性窒息であった。</p> <p>本船は、松輪埼北東方沖に設置された定置網において、いけすの枠を組立中、魚の買い付けで乗船していた作業員が、本件キャプスタンに巻き込まれたことから、外傷性窒息で死亡したものと考えられる。</p> <p>本船は、本件キャプスタンの操作レバーのストッパーが錆びており、操作レバーに掛けられておらず、本船が動揺した際、作業員が足で操作レバーを倒して本件キャプスタンが回転し、同時に本件キャプスタンに右手をついて巻かれていたロープに巻き込まれた可能性があると考えられるが、目撃者がおらず、巻き込まれた状況を明らかにす</p>

	<p>ることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、松輪埼北東方沖に設置された定置網において、いけすの枠を組立中、魚の買い付けで乗船していた作業員が本件キャプスタンに巻き込まれたため、発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止の応急策として、船舶所有者は、次の対策をとった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 錆びていた本件キャプスタンの操作レバー用ストッパーを整備して取り付けた。